

STOP!! 滞納

納期限内納付をお願いします

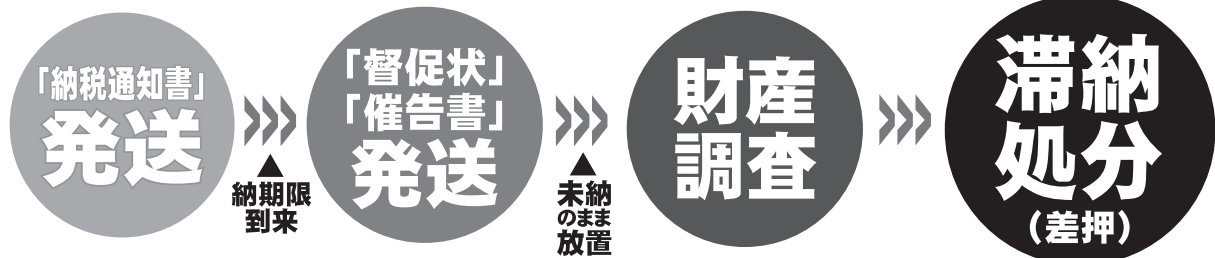
ただいま
一斉催告
実施中

税金は、教育や文化振興、道路整備や福祉の充実など、市民の生活を支える行政サービスを提供するための貴重な財源です。納期限を超過すると税法で定められた延滞金が加算されるので納付が遅れると負担が大きくなります。税金は納期限内に納めましょう。

税の公平性を保つために滞納処分を強化中

【滞納処分までの流れ】

未納のまま税金を放置すると、財産調査や差押等の滞納処分の対象となります。



【滞納処分(差押)例】

(地方税法第331条ほか) 納期までに納付のない場合は「滞納者の財産を差押えなければならない」

<p>給与(差押・取立)</p> <p>勤務先に滞納の事実を通知します。給与を差し押さえ、勤務先から直接取り立てます。</p> 	<p>自動車(差押・公売)</p> <p>自動車登録を差し押さえるほか、タイヤロック方式により自動車本体を差し押さえ、公売を行います。</p> 
<p>預貯金(差押・取立)</p> <p>銀行・郵便局等に滞納の事実を通知します。預貯金を差し押さえ、取り立てます。</p> 	<p>不動産(差押・公売)</p> <p>市役所や法務局等で所有状況を調査します。土地や家屋を差し押さえ、公売を行います。</p> 

こんな話、よく聞きます

- Q: 少額滞納でも滞納処分の対象?**
A: 滞納金額に関係なく、差押の対象になります。
- Q: 滞納処分前に連絡や自宅訪問はしないの?**
A: 事前の連絡や訪問は行いません。税金は自主納付が原則なので、納税でお困りの方はご連絡ください。
- Q: 許可なく財産を調べることは、プライバシーの侵害では?**
A: 許可は必要ありません。税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、担当課職員はすべての財産に対する調査権限が発生するため、個人情報保護法には抵触しません。
- Q: 承諾なしで財産差押は許される?**
A: 法律では、督促状発送から10日を経過した日までに完納されない場合は、本人に事前の連絡やその同意がなくても差押できることになっています。

放置しないで早めに相談を

病気や失業、生活困難など、やむを得ない事情により納期内の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

納付が便利になりました

コンビニエンスストアでの納付や24時間いつでもどこでも納付可能な電子マネー収納、納め忘れのない口座振替払いといった便利な納付方法をご利用ください。



問い合わせ 収納課 収納係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1188)